

令和7年度職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合
神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

令和7年10月16日から令和7年11月12日まで 5回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、給料表を改定したい。 また、令和7年度の地域手当の支給率を12.50%に改定したい。	職員の生活安定のため、賃金改善を要求する。	給料表を改定する。 また、令和7年度の地域手当の支給率を12.50%に改定する。 (令和7年4月1日適用)
期末・勤勉手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げたい。		期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる。 (令和7年12月期から適用)
給与制度関係			
給料表	人事委員会勧告・報告において地域手当の支給率を段階的な14%への引き上げにあたっては、「給料表の号給増設の見直しに向けた必要な検討を進めていくことを求める」と言及されており、全職員にプラスの効果が及ぶ地域手当の引上げのためにも、号給追加の見直しが必要と考え、人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、令和8年4月1日から、各給料表について、国を上回って県独自で追加している号給を廃止したい。	県独自で追加している号給を廃止した場合、廃止される号給に在籍している職員だけでなく、若い世代にも生涯年収にも影響が生じるため、反対。	県独自で追加している号給を廃止した給料表に改定する。 ただし、行政職給料表(2)及び技能職給料表について、県独自で追加している号給のうち、5級86号給から105号給までを廃止する。 また、経過措置として、令和8年4月1日時点の給料月額が令和8年3月31日時点の給料月額に達しない場合は、1年間の現給保障を行う。 (令和8年4月1日適用)

通勤手当 (交通用具等使用者の手当額)	交通用具等使用者の通勤手当の手当額を令和7年4月1日に遡及して引上げる。また、支給区分の上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の区分を新設し、令和8年4月1日から実施したい。	10キロメートル以上だけでなく、職員の利用実態を踏まえ、利用者の多い10キロメートル未満の区分についても、手当額を引き上げてもらいたい。	交通用具等使用者の通勤手当の手当額を令和7年4月1日に遡及して引上げる。 (令和7年4月1日適用) また、支給区分の上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の区分を新設する。 (令和8年4月1日適用)
通勤手当 (月の途中に採用された場合等の支給開始月)	月途中の採用された場合等の通勤手当を、令和9年4月1日から採用日等から支給することとしたい。	実施日について、早期に実施するなど再考を。	月途中の採用された場合等の通勤手当について、当月分から支給する。 (令和8年4月1日適用)
勤務時間関係			
子の看護等休暇	これ以上の休暇の改善は難しい。	子育て介護を行う職員の両立支援策の拡充を行ってほしい。	対象となる子が1人の場合は6日、2人の場合は12日、3人以上の場合は15日の範囲内で取得可能とする。 (令和8年4月1日適用)
同性パートナーシップに係る休暇、勤務時間制度	骨髓ドナーに係る療養休暇、育児休暇、子の看護等休暇、時間外勤務の制限、時差出勤及び育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制度を含めるものとし、令和8年4月1日から適用したい。	—	骨髓ドナーに係る療養休暇、育児休暇、子の看護等休暇、時間外勤務の制限、時差出勤及び育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制度を含める。 (令和8年4月1日適用)